

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	圧力抑制室内点検作業のうち、プール水浄化、ストレーナ点検・清掃およびクラッド回収を終了し、紙タオル片、シート片等（合計78個）を発見・回収した。3号機は前回の定期検査において圧力抑制室内の点検を実施しているが、今回回収した紙タオル片等はいずれも変色していることから、圧力抑制室の点検確認しづらい部位に付着していたものが移動してきたものと推定される。今後も引き続き、異物混入対策を徹底する	As	10月19日公表済 (PDF108KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：37件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン取替工事において、購入仕様書に誤りが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-15）の充填水弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機（B）非常用電気品室送風機及び排風機の入口ダンパに閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	12月17日再審議によりグレード変更 D → C
4	2号機	所内ボイラ室換気空調系空調機外気取入ダクトの隙間より雨水浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	計装用空気系空気圧縮機（B）出口配管に塗装剥離が認められたため、当該部を補修・塗装	D	
6	3号機	廃棄物処理系原子炉格納容器機器ドレンサンプ温度指示計点検において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を交換	D	
7	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による供用期間中検査の非破壊検査記録確認において、成績書（検査対象機器欄等）に誤記が認められたため、当該箇所訂正及び対応検討	C	
8	3号機	残留熱除去系ポンプ（B）用電動機点検において、固定子コイル楔に緩みが認められたため、当該楔を修理	D	
9	3号機	復水脱塩装置樹脂ストレーナ（No. E, F）点検において、内装品溶接部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	復水脱塩装置樹脂ストレーナ（No. E）点検において、本体内面に腐食が認められたため、当該部を修理	C	12月12日再審議によりグレード変更 D → C
11	3号機	所内変圧器（A・B）及び起動用変圧器（A・B）相非分離母線用接地線（各1箇所）にホツレが認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	タービン建屋1階原子炉建屋二重扉南側付近のルーフトレン配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
13	3号機	原子炉建屋大気間差圧計点検において、安全処置手順の誤りが認められたため、対応検討	C	
14	3号機	原子炉建屋補機冷却系サージタンクドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	3号機	全制御棒全引抜き中のうち制御棒（14-07）に制御棒位置表示の不良が認められたため、当該部を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	タービン建屋弁システム漏えい処理系において、「蒸化器室弁システム漏えい計量管水位高」警報の発生が認められたため、対応検討	D	
17	5号機	原子炉隔離時冷却系定例試験において、手動トリップボタンの動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
18	5号機	所内ボイラ（A）スートブロー弁（2台）にグランドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	給水加熱器ドレン水位変換器点検において、計器の精度はずれ（11台）が認められたため、当該変換器を修理	D	
20	6号機	原子炉建屋天井クレーン補巻装置の巻上げ不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉再循環MGセット補機冷却水ポンプ（B）電動機点検において、負荷側及び反負荷側シャフトジャーナル部の軸径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	湿分離器ドレンタンク（B）水位（通常側）指示調節計点検において、計器の精度はずれが認められたため、当該計器を修理	D	
23	6号機	制御棒駆動水圧系スクラムパイロット電磁弁（42-07）用端子箱のフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を修理	D	
24	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）空気圧縮機（A）用電動機のセンタリング調整用ボルト取付部に折損が認められたため、当該部を修理	D	
25	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機の補助海水系弁点検作業を、作業許可前に作業着手したことが認められたため、対応検討	B	
26	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）低圧蒸気加減弁（No. 5）浸透探傷検査において、弁体シート部に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
27	6号機	東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）に雨水の浸入による漏えい警報の発生が認められたため、対応検討	D	
28	6号機	タービン建屋1階相分離母線貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
29	6号機	タービン建屋天井クレーンに「主巻・補巻異常発生」の警報発生が認められたため、当該クレーンを点検・修理	C	
30	6号機	原子炉再循環MGセット建屋ホイスト（20t）を使用するにあたって、使用許可及び鍵の借用申請をしないままに使用したため、対応検討	A	
31	6号機	制御棒駆動装置（26-23）点検において、ガイドキャップのネジ穴に損傷が認められたため、当該部品を交換	D	
32	集中環境施設	プロセスモニタ機能検査の記録確認において、成績書（記録計指示値等名称記載）に誤記が認められたため、当該箇所を訂正	D	
33	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備分配機（A・B）の内部確認用アクリル板（計10箇所）に傷が認められたため、当該アクリル板を点検・修理	D	
34	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備コンベア（A-1）入口部のガータガイドに変形が認められたため、当該ガイドを交換	D	
35	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備仮置コンベア（A）の保護用ゴム板に変形が認められたため、当該板を点検・修理	D	
36	集中環境施設	保安用ディーゼル発電機空気だめ（自動）安全弁に動作不良（設定圧前に動作）が認められたため、当該安全弁を点検・修理	D	
37	その他	使用済燃料共用プール設備冷却浄化系ポンプ（C）のメカニカルシール部よりリーク（1滴/10秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで